

教育ニ関スル勅語



教育勅語とは、日本人にとってなにが「大切なこと」なのかを示された手本である。

壹、概要

教育ニ関スル勅語(教育勅語)とは、明治23年(1890年)10月30日に、明治天皇の名で発表された勅語のこと。

その趣旨は、特に明治時代半ばから昭和時代前期まで日本の修身・道徳教育の根本規範と捉えられた。また、外地で施行された朝鮮教育令(明治44年勅令第229号)、台湾教育令(大正8年勅令第1号)では教育全般の規範ともされた。

紀元節(2月11日)、天長節(天皇誕生日)、明治節(11月3日)および1月1日(元日・四方節)の四大節と呼ばれた祝祭日には学校で儀式が行われ、全校生徒に向けて校長が教育勅語を厳粛に読み上げ、その写しは御真影とともに奉安殿に納められて丁重に扱われた。

しかし昭和21年(1946年)に「勅語及び詔書等の取扱いについて」(昭和21年10月8日文教事務次官通牒)と題する通達により教育勅語を教育の根本規範とみなすことを止め、国民学校令施行規則も改正して四大節の儀式で教育勅語を読み上げることも廃止された(昭和21年10月9日文部省令第31号)。

昭和22年(1947年)には教育基本法(旧教育基本法)が公布・施行されて教育の基本に据えられ、学校教育から教育勅語は排除された。

昭和23年(1948年)6月19日に、衆議院で「教育勅語等排除に関する決議」、参議院で「教育勅語等の失効確認に関する決議」がそれぞれ決議されて、教育勅語は学校教育から排除・失効されたことが確認された。

貳、渙発当時の時代背景

明治天皇は明治元年(1868年)、五箇条の御誓文を神々にお誓いになるかたちで新生日本の大方針を明らかにされた。

政府はこの方針に沿って近代国家の建設には人材の育成が急務であると、明治5年(1872年)に学制を公布、全国的に学校を設置して義務教育の制度を確立し、教育の普及に努めた。

しかし当時は文明開化の風潮により洋学が重んじられ、我が国伝統の倫理道德に関する教育が軽視される傾向にあった。

しかし、これでは日本の歴史・伝統・文化・精神が吹き飛んでしまう。西欧模倣・西欧至上の教育のみでは人材をつくることができない。道德を基礎として、その上で西欧から学ぶようにしなければ、真の人材は育成できない。

このように、実情を深く憂慮された明治天皇は“徳育の振興”が最も大切であるとされ、わが国の教育方針を明らかにするため明治23年(1890年)10月30日、教育勅語を渙発された。

参、なぜ“今”教育勅語が必要なのか

教育勅語には、日本人が祖先から受け継いできた“豊かな感性と美德”が表され、人が生きていくべき上で心がけるべき徳目が簡潔に述べられている。

それは、日本が幕末以来の厳しい国際化の荒波に呑み込まれかけ西洋文明の摂取に急ぐあまりに伝統的な道德を軽視していた当時、明治天皇が日本人にとって何が「たいせつなこと」か、それを自ら実践して国民にお手本を示されたものであった。

教育勅語に示された事柄は、洋の東西、また時代を問わずに私たちが人として欠くことのできない「たいせつなこと」ばかりである。それは同時に親の教えであり、祖先の道であり、人生の重要な道しるべとなり、家族の絆を強め、道德心に満ちた社会づくりの礎となった。

しかし戦後、我が国の倫理道德観は著しく低下し“極端な個人主義”が横溢し、教育現場はもとより地域社会・家庭においても深刻な問題が多発している。

それは学校教育から伝統に基づく道德が欠落した必然である。学校や家庭で道德的な価値観の喪失が起き、物事の判断基準が見失われ、独自の精神文化を失っていくことになった。

そして日本人は、経済復興から物質的な豊かさは得たものの、精神的な高邁さを失ってしまった。

道德の無い人間に個性こそ至上と教え、品性のない国民に成り下がってしまった。まさにこのことが、現代の日本において起こっている。

国とは主導者の一時の愚によってのみ滅びるのではない。国民の道德的墮落によって現代社会は退廃しつつある。このままでは亡国の道を行くことになる。

今こそ私たちは、教育勅語の精神を再認識し、日本の歴史・伝統・精神に学ぶ必要があるのではないだろうか。

肆、教育勅語原文

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ
德ヲ樹ツルコト深厚ナリ

我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ
テ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニ
シテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋
友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ
修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ
進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國
法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤
無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナ
ラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫
臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所

之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖
ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一
ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

伍、教育勅語の「十二の徳目」とは

- ・親に孝養をつくしましょう(孝行)
- ・兄弟・姉妹は仲良くしましょう(友愛)
- ・夫婦はいつも仲むつまじくしましょう(夫婦の和)
- ・友だちはお互いに信じあって付き合しましょう(朋友の信)
- ・自分の言動をつつしみましょう(謙遜)
- ・広く全ての人に愛の手をさしのべましょう(博愛)
- ・勉学に励み職業を身につけましょう(修業習学)
- ・知識を養い才能を伸ばしましょう(知能啓発)
- ・人格の向上につとめましょう(徳器成就)
- ・広く世の人々や社会のためになる仕事に励みましょう(公益世務)
- ・法律や規則を守り社会の秩序に従いましょう(遵法)
- ・正しい勇気をもって国のため真心を尽くしましょう(義勇)

陸、教育勅語現代語訳

～国民道徳協会 より～

私は、私達の祖先が、遠大な理想のもとに、道義国家の実現をめざして、日本の国をおはじめになったものと信じます。そして、国民は忠孝両全の道を全うして、全国民が心を合わせて努力した結果、今日に至るまで、見事な成果をあげて参りましたことは、もとより日本のすぐれた国柄の賜物といわねばなりません。私は教育の根本もまた、道義立国の達成にあると信じます。

国民の皆さんは、子は親に孝養を尽くし、兄弟・姉妹は互いに力を合わせて助け合い、夫婦は仲睦まじく助け合い、友人は胸襟を開いて信じ合い、そして自分の言動を慎み、全ての人々に愛の手を差し伸べ、学問を怠らず、職業に専念し、知識を養い、人格を磨き、さらに進んで、社会公共のために貢献し、また、法律や、秩序を守ることは勿論のこと、非常事態の発生の場合は、真心を捧げて、国の平和と安全に奉仕しなければなりません。そして、これらのことは、善良な国民としての当然の努めであるばかりでなく、また、私達の祖先が、今日まで身をもって示し残された伝統的美風を、さらにいっそう明らかにすることでもあります。

このような国民の歩むべき道は、祖先の教訓として、私達子孫の守らなければならないところであると共に、この教えは、昔も今も変わらぬ正しい道であり、また日本ばかりでなく、外国で行っても、間違いのない道でありますから、私もまた国民の皆さんと共に、祖父の教えを胸に抱いて、立派な日本人となるように、心から念願するものであります。

～蜻蛉つと(http://twitter.com/Tombo_bot) より～

私の思い起こすことには、我が皇室の祖先たちが国をお始めになったのは遙か遠き昔のことで、そこにお築きになった「徳」は深く厚きものでした。

我が国民は「忠」と「孝」の道をもって万民が心を一にし、世々にわたってその「美」をなしていきました。これこそ我が「国体」の誉れであり、「教育の根本」もまたその中にあります。

あなた方臣民よ、父母に孝行し、兄弟仲良くし、夫婦は調和よく協力しあい、友人は互いに信じ合い、慎み深く行動し、皆に博愛の手を広げなければなりません。

あなた方臣民よ、学問を学び手に職を付け、知能を啓発し徳と才能を磨き上げ、世のため人のため進んで尽くし、いつも憲法を重んじ法律に従わなければなりません。

あなた方臣民よ、もし非常事態となったなら、公のため勇敢に仕え、このようにして天下に比類なき皇国の繁栄に尽くしていくべきです。

これらは、ただあなた方が我が忠実で良き臣民であるというだけのことではなく、あなた方の祖先の遺した良き伝統を反映していくものでもあります。

このような道は実に、我が皇室の祖先のお遺しになった教訓であり、子孫臣民と共に守らねばならないもので、昔も今も変わらず、国内だけでなく外国においても間違いのない道です。

私はあなた方臣民と共に、これらを心に銘記し守っていきますし、皆一致してその「徳の道」を歩んでいくことをこいねがっています。 明治二十三年十月三十日 御名御璽

～国民が知らない反日の実態(<http://www35.atwiki.jp/kolia/>) より～

私(明治天皇)が思うに我が皇室の御先祖様が国をお始めになったのは、遙か昔のことであり、その恩徳は深く厚いものです。

我が臣民は忠と孝を守り、万人が心を一にしてこれまでその美をなしてきましたが、これこそ我が国の最も優れたところであり、教育の根本も実にこの点にあります。

あなたたち臣民は父母に孝行し、兄弟は仲良くし、夫婦は協力し合い、友人は信じ合い、人には恭しく、自分は慎ましくして、広く人々を愛し、学問を修め、仕事を習い、知能を伸ばし、徳行・能力を磨き、進んで公共の利益に奉仕し、世の中のために尽くし、常に憲法を重んじ、法律を守り、もし国家に危険が迫れば忠義と勇気をもって国家のために働き、天下に比類なき皇国の運命を助けるようにしなければなりません。

このようなことは、ただあなたたちが私の忠実で良い臣民であるだけでなく、あなたたちの祖先の昔から伝わる伝統を表すものでもあります。

このような道は実に我が皇室の御先祖様がおのこしになった教訓であり、子孫臣民が共に守らなければならぬもので、今も昔も変わらず、国内だけではなく外国においても理に逆らうことはありません。

私はあなたたち臣民と共に心に銘記して忘れず守りますし、皆一致してその徳の道を歩んでいくことを切に願っています。

漆、教育勅語の構成

勅語は内容的に次の3つの部分から構成されている。

- 一、わが国の建国の由来と歴史に顕れた国柄の美しい特色を述べ、これを教育の根源とする内容。
- 一、「十二の徳目」を掲げ、実践することの深い意味を明らかにする内容。
- 一、この教えは祖先からの教訓であり歴史的にも国際的にも正しい普遍的な道徳であるから、ともに努力して人格を磨くよう訴える内容。

捌、旧来の儒教道徳・封建主義的道徳との違い

教育勅語を理解するにあたってその本質を良く捉えないままに、儒教道徳と同じだと考える人や封建主義的な内容だと勘違いを起こす人が多々いる。しかし、よくよく吟味してみると全くそのようなことはなく、寧ろ現代社会に欠けている道徳心を補う大変素晴らしいものだと思わせるはずである。

例えば儒教道徳に関して言えば、その基本倫理は「三綱五倫」といって

三綱

君為臣綱(君は臣の綱たり)
父為子綱(父は子の綱たり)
夫為婦綱(夫は婦の綱たり)

五倫

父子有親(父子親有り)
君臣有義(君臣義有り)
夫婦有別(夫婦別有り)
長幼有序(長幼序有り)
朋友有信(朋友信有り)

であり、教育勅語の

父母ニ孝(孝行)
兄弟ニ友(友愛)
夫婦相和シ(夫婦の和)
朋友相信シ(朋友の信)

と性質を異にしていることは一目瞭然である。

また、教育勅語では

博愛衆ニ及ホシ(博愛)
學ヲ修メ業ヲ習ヒ(修業習学)
智能ヲ啓發シ(知能啓発)

と謳っているように、それまでの封建主義的なシステムを超越した“徳育”を目指している。

さらに、その起草にあたって、起草者の井上毅は以下の7つに留意したと云われている。それは、

- 一、立憲君主制の下にあつては天皇であっても臣民の良心の自由に干渉せず。
- 一、宗教論争の種になるような言葉は避ける。
- 一、幽遠深微(ゆうえんしんび)な哲学上の理論も避ける。
- 一、政治家の勸告をうかがわせるような、政治的な臭みを帯びた表現は使わない。
- 一、漢学や洋風になじんだ物言いはしない。
- 一、愚かなことや悪を非難するような消極的な教訓は控える。
- 一、上(せじょう)多くの内の一派を喜ばせて他を怒らせるような言葉があつてはならない。

というものであった。

以上のように、教育勅語とは旧来の道徳をただ伝えるものではなく、国際化の時代の中で日本人にとってなにか「大切なこと」なのかを示すものであったのだ。

玖、注釈

朕…天皇の自称。ここでは明治天皇御自身。

皇祖皇宗…天照大御神ないし神武天皇と、以降の歴代天皇のこと。

國ヲ肇ムル…肇国。建国に近い意味。すなわち神武天皇が橿原の宮で御即位あそばされた辛酉年春正月庚辰朔(皇紀元年正月)のこと。もしくは力でのウシハケル(領はく・主人はく)支配から徳によるシラシメス(知らず)統治を目標とした国譲り神話・天孫降臨のこと。もしくは記紀が天地開闢から書かれていることに注目するのであれば天地が初めて分かれたときのこと、ないし物理的に日本が形成されるイザナギ・イザナミによる国生み神話のこと。

徳ヲ樹ツルコト…徳をもって国を治めること。“知らず”統治のこと。その理想が神武天皇御即位の「掩八紘而爲宇」(八紘(あめのした)を掩(おほ)ひて宇(いへ)にせむこと)(~~八紘~~一宇)である。

臣民…天皇の臣としての国民。

億兆…すべての国民。

國體…日本の「国柄」のこと。

精華…すぐれて美しい特色。

淵源…物事が起こり基づく根源。

朋友…友達・友人。

恭儉…人に対してうやうやしく、自分自身はつつしみ深いこと。

博愛…すべての人を等しく愛すること。

徳器…道徳の高い立派な人格。

世務…世の中のつとめ。

國憲…憲法。

緩急…非常事態。

義勇…正義に基づいて発する勇氣。

天壤無窮…天地とともに永遠に続くこと。

皇運…天皇を戴く日本国の運命。

扶翼…扶助。

遺風…祖先が残した美風。

古今ニ通シテ…昔から今に至るいつの時代でも。

謬ラス…誤りがない。間違っていない。

中外…我が国でも外国でも。

悖ラス…道理に反していない。

拳拳…捧げ持つさま。つつしむさま。

服膺…心にとどめて忘れないこと。

庶ヒ幾フ…願い望む。

御名御璽…実際には「睦仁」という明治天皇の御署名と、「天皇御璽」と書かれた印が押されている。これを書き写す際は代わりに「御名御璽」と書くことになっている。

拾、英訳版教育勅語（明治40年文部省作成）

Know ye, Our subjects:

Our Imperial Ancestors have founded Our Empire on a basis broad and everlasting and have deeply and firmly implanted virtue;

Our subjects ever united in loyalty and filial piety have from generation to generation illustrated the beauty thereof. This is the glory of the fundamental character of Our Empire, and herein also lies the source of Our education.

Ye, Our subjects, be filial to your parents, affectionate to your brothers and sisters; as husbands and wives be harmonious, as friends true; bear yourselves in modesty and moderation; extend your benevolence to all; pursue learning and cultivate arts, and thereby develop intellectual faculties and perfect moral powers; furthermore advance public good and promote common interests; always respect the Constitution and observe the laws; should emergency arise, offer yourselves courageously to the State; and thus guard and maintain the prosperity of Our Imperial Throne coeval with heaven and earth.

So shall ye not only be Our good and faithful subjects, but render illustrious the best traditions of your forefathers.

The Way here set forth is indeed the teaching bequeathed by Our Imperial Ancestors, to be observed alike by Their Descendants and the subjects, infallible for all ages and true in all places.

It is Our wish to lay it to heart in all reverence, in common with you, Our subjects, that we may all thus attain to the same virtue.

The 30th day of the 10th month of the 23rd year of Meiji (1890)

(Imperial Sign Manual. Imperial Seal)

拾壹、（参考）個人主義とは

夏目漱石「私の個人主義」(大正三年十一月二十五日学習院輔仁会において述)より

『たとえば西洋人がこれは立派な詩だとか、口調が大変好いとか云っても、それはその西洋人の見るところで、私の参考にならん事はないにしても、私にそう思えなければ、どうい受売をすべきはずのものではないのです。私が独立した一個の日本人であって、けっして英国人の奴婢でない以上はこれくらいの見識は国民の一員として具えていなければならない上に、世界に共通な正直という徳義を重んずる点から見ても、私は私の意見を曲げてはならないのです。』

『近頃自我とか自覚とか唱えていくら自分の勝手な真似をしても構わないという符徴に使うようですが、その中にははなはだ怪しいのがたくさんあります。彼らは自分の自我をあくまで尊重するような事を云いながら、他人の自我に至っては毫も認めていないのです。』

『第一に自己の個性の発展を仕遂げようと思うならば、同時に他人の個性も尊重しなければならないという事。第二に自己の所有している権力を使用しようと思うならば、それに附随している義務というものを心得なければならないという事。第三に自己の金力を示そうと願うなら、それに伴う責任を重じなければならないという事。つまりこの三カ条に帰着するのであります。』

これをほかの言葉で言い直すと、いやしくも倫理的に、ある程度の修養を積んだ人でなければ、個性を發展する価値もなし、権力を使う価値もなし、また金力を使う価値もないという事になるのです。それをもう一遍云い換えると、この三者を自由に享け楽しむためには、その三つのものの背後にあるべき人格の支配を受ける必要が起って来るといふのです。もし人格のないものがむやみに個性を發展しようとする、他を妨害する、権力を用いようとする、濫用に流れる、金力を使おうとすれば、社会の腐敗をもたらす。ずいぶん危険な現象を呈するに至るのです。』

『個人の幸福の基礎となるべき個人主義は個人の自由がその内容になっているには相違ありませんが、各人の享有するその自由というものは国家の安危に従って、寒暖計のように上ったり下ったりするのです。これは理論というよりもむしろ事実から出る理論と云った方が好いかも知れませんが、つまり自然の状態がそうなるのです。国家が危くなれば個人の自由が狭められ、国家が泰平の時には個人の自由が膨脹して来る、それが当然の話です。いやしくも人格のある以上、それを踏み違えて、国家の亡びるか亡びないかという場合に、疍違ひをしてただむやみに個性の發展ばかりめがけている人はいないはずです。』

拾貳、急激な欧化による混乱と「教学聖旨」・「教育勅語」

文部省・学制百年記念事業「学制百年史」（昭和56年）より

教学聖旨の起草

教育令・改正教育令によって教育制度全般についての改革が行なわれたが、教学の根本方針についても文部省の教育政策の上に大きな変化があらわれている。その発端をなすものは明治十二年の「教学聖旨」である。

明治天皇は十一年の夏から秋にかけて、東山・北陸・東海の諸地方を御巡幸になり、親しく各地の民情および教育の実情を御覧になった。当時の記録によれば、各地の小学校・中学校および師範学校に臨幸されて教育についての施設・方法・内容に関して詳細に御覧になったのである。この結果、明治天皇は各地の教育の実態がはなはだ憂慮すべきものであることを痛感されたのであった。維新後の急激な教育体制の改革、文明開化運動および欧米流の知識の摂取は、まだ人民の間にじゅうぶんに吸収されていなかったばかりでなく、混乱の様相さえ呈していたのである。学制以来の民衆の教育に対する不満が、「学問の益未タ顕ハレスシテ人民之ヲ厭フノ念」といわれていることでも明らかなように、就学率の不振となって現われてきていたし、また欧米流の知識技術に重点を置く実学主義的な、また主知主義的な傾向は、民衆の実生活そのものからは遊離し、明治政府の意図する文教政策からも逸脱するところがあるかのような観があった。

このような地方の教育実態から、明治天皇は、文教政策の振興の必要を痛感されて、政府の国民教育に関する根本精神を明らかにし、教学の本義がいかんところで存するかを侍講元日永孚に指示され、教学に関する聖旨（教学聖旨）の起草を命じられた。教学聖旨は「教学大旨」と「小学条目二件」からなっている。教学大旨の内容を概観すると、「教学の要は仁義忠孝を明らかにして知識や才芸を究め、人の人たる道を完（まっとう）することであって、これこそわが祖先からの訓であり国典であるのに、近時は知識才芸ばかりを尚（たつと）んで、品行を破ったり風俗を傷つけたりするなど物の本末を誤っている者が少なくない。そのような有様では昔からの悪い習を捨てて、広く知識を世界に求めて西洋の長所を取り、また国勢を振興するのに益があるかもしれないが、一方では仁義忠孝の道をあとまわしにするようでは、やがては君臣父子の大義をわきまえなくなるのではないかと将来が危うく思われる。これはわが国の教学の本意ではない。それゆえ今後は祖宗の訓典によって仁義忠孝の道を明らかにし、道徳の方面では孔子を範として人々はまず誠実品行を尚ぶよう心掛けなくてはならない。そうした上で各々の才器に従って各学科を究め、道徳と才芸という本と末とを共に備えるようにして、大中至正の教学を天下に広めるならば、わが国独自のものとして、世界に恥じることはないであろう。」という趣旨のことが述べられている。

次に小学条目二件は「1）仁義忠孝の心は人はみな持っているものであるが、幼少のうちからつちかい育てなくては他の物事ばかりが耳にはいつてしまつて、それからあとではいかんともすることができない。それゆえ、小学校ではおのおの所持している絵画によって、古今の忠臣・義士・孝子・節婦の画像や写真を掲げて、幼年の生徒が入校した際にまずこの画像を示して、その行為や事件のあらましを説明し、忠孝の大義を第一に感覚させることがたいせつであつて、こうしたならば忠孝の徳性を養成して物の本末を誤ることはないであろう。2）去年の秋各県の学校を巡覧してその生徒の芸業を調べたところ、農商の子弟でありながら説く事は多くの場合高尚な空論だけであつて、はなはだしいものに至つては、洋語を語るのにそれを日本語に訳することさえできない有様であつた。こういう者がやがて卒業して家に帰つても本業にはつきがたいし、また官途についても空論では益がない。そればかりでなく、博聞を誇つて長上を侮つたりする事もあつて、かえつて害がある。それよりも農商には農商の学科を設けて、やがてはその道のためになるような教訓ができることが望ましい。」との内容であつた。以上が教学聖旨の要旨であつて、この中には、知識才芸よりも先に仁義忠孝に基づくいわば儒教的な道徳教育が、わが国教学の要として確立されるべきことが強調されているのである。この徳育に関する政策は、明治初年以來官民あげて文明開化に狂奔していた、いわゆる欧化時代に対処して、その転換を意味する注目すべき政策であつた。

ところでこの教学聖旨は、当時文部卿であつた寺島宗則および内務卿の伊藤博文にまず示されたのであつた。文部卿寺島宗則は聖旨を拝承して、教学に関する根本精神に基づいて、文教の刷新に着手することになった。当時は教育令が公布され、翌年はこれが改正されるという時期でもあつたため、この制度改正を期として、教学聖旨に基づく文教刷新が実施されたのであつて、改正教育令およびそれ以後の教育の規定や学科内容に関する諸方針の中には、これに基づく徳育の一連の政策が、基本的文教方針として採り上げられることとなつたのである。

先に、教学聖旨が文部卿寺島宗則および内務卿伊藤博文に示された際、伊藤博文に対しては特にこれについての意見を求められた。伊藤博文は「教育議」を提出して、教育に関する見解を奏上している。伊藤博文は明治新政府の代弁者でもあり、欧米の新知識を急速に導入しなければならない理由を奏上しているのであるが、元田永孚はさらにこれに対して反論を加えている。すなわち元田永孚は、「教育議附議」を上奏して自己の見解を披瀝しているように、「木朝瓊々梓尊以降、欽明天皇以前二至り、其天祖ヲ敬スルノ誠心凝結シ、加フルニ儒教ヲ以テシ、祭政教学一致、仁義忠孝上下ニアラサルハ、歴史上歴々証スヘキヲ見レハ、今日ノ国教他ナシ、亦其古ニ復セン而已」の精神を譲らなかつた。この元田永孚対伊藤博文の論争は、明治初期のわが国教育政策をめぐる伝統的思想と進歩的思想との論争であつたと見ることができよう。

教育勅語の起草と発布

明治二十年代の初めに確立されたわが国独自の近代国家体制は、政治の面では大日本帝国憲法によってその基礎が置かれた。他方、国民道徳の面からこの体制の支柱として位置づけられるのが「教育に関する勅語」(教育勅語)である。教育勅語は元田永孚の起草になる明治十二年の教学聖旨の思想の流れをくむものであるが、同時に伊藤博文や井上毅などの開明的近代国家観にもささえられ、両者の結合の上に成立したものといえよう。また日本軍隊の創設者であり、軍人勅諭の発案者でもあるといわれる山県有朋が内閣総理大臣として参画したことも注目すべきである。教育勅語が発布されると、やがて国民道徳および国民教育の基本とされ、国家の精神的支柱として重大な役割を果たすこととなった。

明治二十年前後において、わが国の近代学校制度がしだいに整えられたのであるが、その際国民教育の根本精神が重要な問題として論議されたのである。すでに前章において述べたように、十二年に教学聖旨が示されたが、十五年以後になると、条約改正問題を控えて欧化主義思想が国内を支配し、従来の徳育の方針と激しい対立を示すようになった。そして徳育の方針に関し、論者は互いに自説を立てて論争し、いわゆる「徳育の混乱」と称せられる状況を出した。すなわち、十五年に福沢諭吉は反儒教主義の徳育論として『徳育如何』を刊行して、新しい時代には新しい道徳が必要であることを説き、加藤弘之は『徳育方法論』(二十年刊)において宗教主義による徳育の方策を示し、また能勢榮は『徳育鎮定論』(二十三年刊)を発表して、倫理学を基本として徳育に方向を与えるべきことを主張した。一方これらに対して内藤耻叟は『国体發揮』において教化の根本は皇室において定めるべきであるという思想を公にし、さらに元田永孚は『国教論』において祖訓によって教学を闡(せん)明すべきことを主張して、教学聖旨以来の思想を表明した。また西村茂樹は修身書勅撰の問題を提出して、徳育の基礎は皇室において定めるべきであり、明倫院を宮内省に設け、聖旨を奉じて徳育の基礎を論定すべきであると建言している。また当時の文部大臣森有礼は儒教主義を排し、倫理学を基礎とした徳育を学校で行なうべきことを主張した。

このように二十年前後における徳育の問題は、各種各様の意見が並立して修身教育をも混乱させることとなっていた。このような論争の中で、地方の教育界においてもこのことが問題となり、どのような方針によって修身科の教授をなすべきかを論議し、地方長官に対して、その基本方針について明確な結論を要求するものもある状態であった。そのため二十三年二月末の地方長官会議においては、徳育の根本方針を文教の府において確立し、これを全国に示してほしいという趣旨の建議を内閣に提出するようになった。この建議は閣議においても取り上げられて論議され、明治天皇の上聞に達した。芳川文相が後に述べているところによれば、明治天皇は榎本文相に対し、徳育の基礎となる箴言(しんげん)の編纂(さん)を命ぜられたとのことである。同年五月榎本文相に代わって芳川顕正が文部大臣に就任したが、その親任式に際して、明治天皇から特に箴言編纂のことが命ぜられたのである。その後徳育の大本を立てる方策が急速に進められ、教育勅語の成立に至っている。

教育勅語は、総理大臣山県有朋と芳川文相の責任のもとに起草が進められた。最初は徳育に関する箴言を編纂する方針であったが、やがて勅語の形をとることとなった。起草について、はじめ中村正直に草案を委託したようであるが、その後当時法制局長官であった井上毅の起草した原案を中心として、当時枢密顧問官であった元田永孚が協力し、幾度か修正を重ねて最終案文が成立したものであるとされている。勅語の起草に参与した元田永孚は勅語発布後に、山県総理大臣にあてた書簡において当時の有様と勅語発布の意義を次のように述べている。

「回顧スレハ維新以来教育之主旨定まらず国民之方向殆ント支離滅裂ニ至らんとするも幸ニ 聖天子叡旨之在ル所と諸君子保護之力とを以扶植匡正今日ニ至リタル処未タ確定之明示あらざるより方針ニ迷ふ者不少然ルニ今般之勅諭ニ而教育之大旨即チ国民之主眼ヲ明示せられ之ヲ古今ニ通し而不謬之ヲ中外ニ施して不悖実ニ天下万世無窮之皇極と云へし彼ノ不磨之憲法之如キモ時世ニ因而者修正を加ヘサルヲ不得も此ノ 大旨ニ於テは亘於万世而不可復易一字矣」

明治二十三年十月三十日、明治天皇は山県総理大臣と芳川文相を官中に召して教育に関する勅語を下賜された。これによって国民道徳および国民教育の根本理念が明示され、それまでの徳育論争に一つの明確な方向が与えられたのである。

拾参、教育勅語の失効の経緯

昭和21年(1946年)10月8日文部省より「勅語及詔書等の取扱いについて」を全国の官公私立の大学・高等専門学校長、各県都道府県知事宛に通達。

教育勅語を以て我が国唯一の教育の淵源とはせず、教育勅語と共に広く、古今東西の倫理・哲学・宗教等に教育の基礎を置くこと
式日においては捧読しないこと
勅語の保管・捧読に当たっては、その神格化を避けること

昭和23年6月19日衆議院決議

民主平和國家として世界史的建設途上にあるわが國の現實は、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはかることにある。しかるに既に過去の文書となつてゐる教育勅語並びに陸海軍軍人に賜はりたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅が、今日もなお國民道徳の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは、従來の行政上の措置が不十分であつたがためである。

思うに、これらの詔勅の根本的理念が主權在君並びに神話的國體觀に基いている事實は、明かに基本的人權を損い、且つ國際信義に対して疑点を残すもとなる。よつて憲法第九十八條の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

右決議する。

昭和23年6月19日参議院本会議

われらは、さきに日本國憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが國家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に拂拭し、眞理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はりたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失つてゐる。

しかし教育勅語等が、あるいは従來の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかりわれらはとくに、それらが既に効力を失つてゐる事實を明確にするるとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の眞の權威の確立と國民道徳の振興のために、全國民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力を致すべきことを期する。

右決議する。

田中耕太郎

教育勅語は申すまでもなく、久しきに亘りまして、わが國の教育の唯一最高の指導原理としての國民の教育上最も重要な役割をつとめて参りました。それは各個の徳目の内容は別といたしまして、主催者の訓示の形式を取っております結果といたしまして、天皇の神格化と相俟つて、往々極端な國家主義的に解釈されていいたのであります。併し宗教と良心の自由が完全に保障せられました新憲法の下におきまして、教育勅語がその他の詔勅と共に、かような指導者原理としての性格を維持してならないことは当然の事理といわなければなりません。

そもそも教育勅語を如何に措置すべきかということにつきましては、終戦後間もなく政府部内、米國教育使節團、教育刷新委員会、貴衆兩院及び一般言論界におきまして眞剣に檢討論議せられたところでありました。文部省におきましては、先ず、昭和二十一年三月「國民学校施行規則」の中から、儀式の場合に勅語を奉誦すべしとの項目を削除いたしました。又中等程度の学校に関する規定の中から、「教育は教育勅語の趣旨に則れ」という項目を削除いたしました。その次は昭和二十一年十月八日の文部次官通牒でございます。これは直轄学校長、公私立大学高等専門学校長及び地方長官に宛たるものでございまして、その表題は「勅語及び詔書等の取扱について」となっております。それは三つの点、即ち第一に、教育勅語を以て我が國教育の唯一の淵源を廣く古今東西の倫理、哲学、宗教等にも求めなければならない態度を採るべきこと、二、式日等において、今後はこれを読まないこと、三、勅語及び詔書の謄本等を神格化して取扱つてはならないということを明示いたしました。併しながら教育勅語等の、教育の最高指導原理としての性格を明瞭に否定いたしましたのは、申すまでもなく新憲法及びその精神に則りましたところの、昭和二十二年三月三十一日、法律第二十五号の教育基本法であります。特にこの教育基本法は、従来の我が國が、我が民族中心の教育理念に代りますのに、眞理と平和とを希求する人間の育成という理念を以ていたしたのであります。この教育基本法の前文と、第一條及び、第二條は、御承知のように、従来の法律の例を破りまして、哲学的、倫理的な教育理念を掲げておるのでございまして、外國にもその類例を見ないところと存じます。この点は議會におきまして、法案審議に際しまして問題になりました。つまり法律が哲学的、倫理的、宗教的、そういうような方面のことを規定すること自体が議會で問題になったのであります。併しかかる異例は教育勅語に代る新教育理念をしめすため止むを得ない措置であつたのであります。更に教育基本法と同時に制定せられました学校教育法は、第九十四條で以て國民学校令から大学令に至るまでの各種の学校を廃止することを規定いたしました。その結果として、従来の或いは皇國の道に則る教育、或いは國家中心の教育理念に関するさよな内容を持つておる法令の規定も廃止せられるに至つたのであります。かような経過から見まして、終戦後取られたところの相当周到な立法的並びに行政的措置によりまして、教育勅語はその他の詔勅と共に廃止せられてその効力を失ひ、倫理道に関する一つの過去の文書、歴史的文献に過ぎないものとなりまして、日本教育の最高原理としての性格を失うことに至つたものと認められるのであります。要しまするに、終戦以来我が國がしましては、特に政府や立法院は、以上御説明申上げましたように、この問題を眞剣に取上げ、慎重に、併し相当大胆に考え且つ処理して参つたものであります。それには多少の足らざるところはあつたにしても、我が國がとしては怠慢ではなかつたと申すことができるのであります。併しながらかような立法的行政的措置が今日まで採られて参つたのに拘わらず、この事実を未だ十分認識せず又その意味を完全に理解せず、習慣的に或いは勅語をまだ神格化して觀念したり、それが従来のような我が國の最高指導原理としての性格を、今日尚持つておるかのよう考える者も絶無とは申されないのであります。併し若しそうであるといたしますならば、ポツダム宣言を忠実に且つ完全に履行することを誓つた我々といたしまして、この際改めて教育勅語等が効力を失つておる事実を明確にすると共に、それらの謄本を回収し、以て國民の思想の中に神がかり的な國家観や、極端な國家主義的理念の最後一滴も一掃する必要があるとは言えません。併しながら我々は教育刷新の、かような消極的方面だけで以て甘んじないで、積極的に教育基本法の明示する民主主義的、平和主義的な新教育理念の普及徹底に全力を傾注すべきことは申すまでもないことであります。これ我々が本決議をなすことを必要と考えましたゆえんであります。

尚ここにご注意をお願いしたい点がございまして、それは本決議案が教育勅語等の失効を確認する性質のもので、教育勅語等が今始めて廃止せられたり、或いは排除せられたりするものでないという法理上の問題でございまして、我々の考えによりましますと、教育勅語等は新憲法第九十八條第一項の中に規定してありますところの憲法の條規違反の詔勅として無効となるものではございません。憲法の右の條項、即ち「この憲法は、國の最高法規であつてその條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」これが問題になつて参るのであります。憲法のこの條項は法規相互の關係を規律しておるのでございまして、それは今尚形式的に効力を持つています法令詔勅について適用されるのであります。教育勅語等につきまして、前に申し上げました通り、教育勅語を援用し、その他皇國の道に則る教育理念を示して参りました諸学校令がすでに廃止せられておりますから、教育勅語等は道徳訓に関する過去の文献に過ぎないものとなり、法規や國務に関する行為ではなく、従つて憲法の右條項とは全く關係がなくなつてしまつておるのであります。勅語と新憲法との間の關係が存し得ないようにすでになつておりますことは、教育基本法や学校教育法は新憲法実施前に、即ち昭和二十二年三月三十一日から施行せられておりました、その結果として、前に申し上げましたように、それらの施行と同時に、勅語又はその精神を援用して参りました諸学校令中の規定は廃止せられ、それらの規定の中身になつておりましたところの勅語は法の内容ではなくなりまして、單に道徳訓になつてしまつたということが明瞭でございます。若し今日道徳訓である勅語の憲法上の効力を論ずるとしなすならば、それは論語やバイブルが憲法違反で無効であるかどうかということ云々すると同じく意味を成さないことになるのであります。かような理由からいたしまして、本決議案は勅語と憲法第九十八條第一項との關係に言及しなかつたのであります。

以上申し上げましたところの教育勅語の性格の問題は、要しまするのに、教育基本法に関する知識が普及し、その精神が徹底することによりまして、一層明瞭になるのであります。我々は今後の教育におきまして、一層新憲法及び教育基本法の理念の普及徹底に、全力を挙げて努めなければならない責任を痛感するのであります。

以上の理由を以ちまして、我々は本決議案を提出することいたしました。案文が甚だ簡單で、意を盡さない憾みがないではございませんが、以上申し上げました趣旨をお酌取りの上、御賛成あらんことを切望します次第であります

國務大臣(森戸辰男)

只今本院の御採択になりました教育勅語等の失効確認に関する決議に対し、私は、文教の責任者として深甚の敬意と賛意を表すると共に、一言所見を申述べたいのでございます。

敗戦後の新日本は、國民教育の指導理念として、民主主義と平和主義とを高く掲げましたが、それと共に教育勅語その他の詔勅に対しましても、教育上の指導原理たる性格を否定したのであります。このことは新憲法の制定、それに基づく教育基本法並びに学校教育法の制定によりまして、法制上にも明確化されたのであります。本院がこの度の決議によつて、改めてこの事実を確認闡明されましたことでありまして、誠に御尤もなことと存するのであります。この際私はこの問題に関しまして、文部省の採つて来た措置と、本決議に含まれた要請に処する決意とを申し上げたいと存するのでございます。

詔勅中最も重大な教育勅語について申しますれば、すでに提案者のご趣旨にあつたように終戦の翌年、即ち昭和二十一年の三月四日、文部省は省令を以て国民学校令施行規則及び青年師範学校規則等の一部を停止し、修身が教育勅語の趣旨に基いて行われるべきことと定めた部分を無効といたしました。次いで同二十一年十月九日文部省令を以て国民学校令施行規則の一部を改正いたし、式日の行事中、君が代合唱、御眞影奉拜、教育勅語奉誦に関する規定を削除いたしましたのであります。この行政処置によりまして、教育勅語は教育の指導原理としての特種な法的効力を喪失いたしましたのであります。昭和二十一年の十一月三日新憲法が公布され、それに基づいて翌二十二年三月教育基本法が制定されることになりましたが、その前文におきまして、この法律が日本國憲法に則り、教育の目的を明示し、新しい日本の教育を確立するためのものであることを宣言いたし、教育上指導原理がこれに移つたことを明らかにいたしました。それと同時に国民学校令以下十六の勅令及び法律が廃止いたしました。これらの立法処置によりまして、新教育の法的根拠が教育基本法及び学校基本法にあることが積極的に明らかにされておるのであります。更に思想的に見ても、教育勅語は明治憲法と思想的背景を同じくするものでありますから、その基調において新憲法の精神と合致いたし難いものがあることは明らかであります。教育勅語は明治憲法と運命を共にすべきものであります。かような見地から、昭和二十一年十月八日以後、文部省は次官通牒を以て勅語詔書を過去の文献として取扱ひ、かりそめにもそれらを神格化することのないよう注意を喚起いたしましたのであります。かようにして教育勅語は教育上の指導原理としては、法制上は勿論、行政上にも、思想上にも、その効力を喪失いたしておるのであります。その謄本は学校で保管されることになっております。ところがこの点につきましては、永年の慣習から誤解を残す虞れもあり、又将来濫用される危険も全然ないとは申されません。それで今回の御決議に基いて、文部省より配付いたしました教育勅語の謄本は速かにこれを文部省に回収いたし、他決の詔勅等も決議の御趣旨に副うて然るべく措置せしめる所存であります。かくいたしまして、眞理と平和とを希求する人間を育成する民主主義教育理念を堅く採ることによつて、教育の革新と振興とを図り、以て本会議の御精神の実現に万全を期したいと存じておる次第であります。

拾肆、教育勅語の失効に関する疑問

上記の国会会議録によると、教育勅語の失効は、日本國憲法第98条の「この憲法は、國の最高法規であつてその條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」の抵触以前に、「従来の或いは皇國の道に則る教育、或いは國家中心の教育理念に関するさような内容を持つておる法令の規定も廃止せられるに至つたのであります。かような経過から見まして、終戦後取られましたところの相当周到な立法的並びに行政的措置によりまして、教育勅語はその他の詔勅と共に廃止せられてその効力を失」つたのだと述べられている。

また、「本決議案が教育勅語等の失効を確認する性質のものであり、既に失効しているのだから「勅語は法の内容ではなくなりまして、單に道徳訓になつてしまつたということが明瞭でございます。」と述べられている。

しかし、そもそも教育勅語には御名と御璽が捺してあるのみで、法的拘束力を得るために必要な國務大臣の副署が添えられていない。つまり教育勅語とはそもそも法令的な性格や法的強制力が与えられておらず、あくまで明治天皇から國民にお示しになつた道徳訓であつたのだ。はじめから排除や失効を国会で議論できる性質のものでは無かつた訳である。

続く、「若し今日道徳訓である勅語の憲法上の効力を論ずるとしますならば、それは論語やバイブルが憲法違反で無効であるかどうかということを云々すると同じく意味を成さないことになるのであります。」、というこの言葉は皮肉にも正論であり、この決議の非必要性を実に言い当てているものである。

たとえそうでなくても、教育勅語の本文に日本國憲法に反する精神は一切なく、憲法第98条による失効も訴えられるものではない。

森戸國務大臣の「敗戦後の新日本は、國民教育の指導理念として、民主主義と平和主義とを高く掲げましたが、それと共に教育勅語その他の詔勅に対しましても、教育上の指導原理たる性格を否定したのであります。」という言葉挙げて考えるに、教育勅語のどこに反民主主義が述べられ、どこに反平和主義が掲げられていたのか、教育勅語とは実に民主的・平和的な道徳訓では無かつたのか、と思わずにはいられない。

公式令**第一條**

皇室ノ大事ヲ宣詔シ及大權ノ施行ニ關スル勅旨ヲ宣詔スルハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外詔書ヲ以テス

詔書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ其ノ皇室ノ大事ニ關スルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ内閣總理大臣ト俱ニ之ニ副署ス其ノ大權ノ施行ニ關スルモノニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第二條

文書ニ由リ發スル勅旨ニシテ宣詔セサルモノハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外勅書ヲ以テス
勅書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ其ノ皇室ノ事務ニ關スルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス其ノ國務大臣ノ職務ニ關スルモノニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

大日本帝国憲法 第55条 第2項

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

また本来、詔勅を廃すときには“詔勅を焼却する詔勅”が必要であり、それを受けて詔書・勅書は焼却される慣例であるようだ。この点からも、詔勅の排除・失効が国会の決議のみで処分できるものではないことがわかる。

拾伍、参考・引用元

以上の作成にあたって、以下を参考にさせていただきました。

明治神宮HP (<http://www.meijijingu.or.jp/>)

財団法人国民精神研修財団HP (<http://www.kenshuzaidan.jp/>)

蜻蛉つと (http://twitter.com/Tombo_bot)

Wikipedia (<http://ja.wikipedia.org/wiki/メインページ>)

Wikisource (<http://ja.wikisource.org/wiki/メインページ>)

国会会議録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp/>)

国立国会図書館「日本国憲法の誕生」(<http://www.ndl.go.jp/constitution/index.html>)

文部科学省HP (<http://www.mext.go.jp/>)

青空文庫 夏目漱石「私の個人主義」(<http://www.aozora.gr.jp/cards/000148/card772.html>)

国民が知らない反日の実態 (<http://www35.atwiki.jp/kolia/>)

以下個人様ホームページ・ブログ

(<http://kan-chan.stbbs.net/docs/chokugo.html>)

(<http://blogs.yahoo.co.jp/fgnpd582/53117325.html>)

(<http://homepage2.nifty.com/khosokawa/opinion02c.htm>)

(<http://takato112.blog80.fc2.com/blog-entry-75.html>)

(http://blog.study.jp/yguomu/2007/09/post_24.html)

(<http://d.hatena.ne.jp/geuk/20090907/p1>)

文章責任者 秋津島の蜻蛉

(http://sns.mynippon.jp/?m=pc&a=page_f_home&target_c_member_id=967)

以上